介護新聞 2010 年 7 月 1 日 (木)

<介護職員の一部医療行為解禁へ>

厚労省 5日に検討会初会合

## 夏めど 法制度、研修在り方中間整理

厚生労働省は「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」初会合を、5日に開く。特養以外の介護職員も一定の医療行為を実施できるよう、今夏をめどに法制度や研修の在り方について中間整理。試行事業を行い、年度内に制度の在り方を取りまとめる。

現在、介護職員等が行うたん吸引、経管栄養の一部医療行為は、当面のやむを得ない必要な措置として在宅や特別支援学校で実施されており、4月からは特養でも認められた。しかし、法律に位置付けられた行為ではないため負担に感じる介護職員がいるほか、有料老人ホーム等入居者の重度化や医療依存度の高まりに対応できる体制整備の必要性、在宅ではヘルパーが業務として実施できるよう指摘する声も出ている。

政府は、特養介護職員に認められた医療行為を他施設などにも広げ、「一定の知識・技術を習得した介護職員に解禁する方向で検討する」とした行政刷新会議規制・制度改革 分科会の対処方針を閣議決定。長妻昭厚労相も介護職員が一部医療行為を実施できるよう、 23年通常国会への法案提出を目指す考えを示していた。